

說明資料

第1 平成22年度社会・援護局援護関係予算案について

【21年度予算】	→	【22年度予算案】
49,750百万円		46,140百万円※

※社会・援護局（援護）計上分 36,830百万円
 社会・援護局（社会）計上分 9,311百万円

1 援護年金	35,021百万円	→	31,132百万円
(受給人員)	18,609人	→	16,455人

援護年金の額を恩給の額の改善に準じて引き上げる。（平成22年10月から）

改善の例（年額）
○ 遺族年金、遺族給与金（平病死）
541,450円 → 557,600円
恩給の遺族加算の引上げ（16,150円）に準拠
※4年計画の最終年

2 戦没者の遺骨収集等の推進	913百万円	→	1,266百万円
(1) 遺骨収集等	587百万円	→	874百万円
(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業	308百万円	→	334百万円
	(14地域1,008人)		(14地域 900人)
(うち、洋上慰霊経費)	0百万円	→	154百万円)

3 全国戦没者追悼式挙行経費	122百万円	→	132百万円
	国費参列者 2,115人 1県当たり 45人		国費参列者 2,350人 1県当たり 50人

4 中国残留邦人等の支援	11,113百万円	→	11,371百万円
(1) 中国残留邦人等に対する生活支援	9,950百万円	→	10,277百万円
(2) 定着自立援護	479百万円	→	479百万円
(3) 帰国受入援護	625百万円	→	563百万円
(4) 身元調査等	59百万円	→	52百万円

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費21百万円を計上

※100万円単位で四捨五入計上しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

※本主管会議資料において、平成22年度予算案に関する記載は、国会審議過程において修正の可能性が有る。

第2 戦後65周年に向けた取組について

(1) 全国戦没者追悼式にかかる国費参列遺族数の拡大について

全国戦没者追悼式に参列する遺族代表の旅費については、これまで各都道府県45名、合計2,115名分を国費により負担しているところである。参列遺族の高齢化が進んでいること等の状況を踏まえ、遺族の参列希望を円滑に反映させるべきとの観点から、平成22年度においては、戦後65年を迎えこれまでの各都道府県45名を各都道府県50名、合計2,350名に拡大することを予定している。

【参 考】

【現 行】

国 費 参 列 者	2,115名
1 都 道 府 県 当 り	45名



【平成22年度予算案】

国 費 参 列 者	2,350名
1 都 道 府 県 当 り	50名

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

ア 概要

①戦没者遺児による慰霊友好親善事業は、先の大戦で父を亡くした戦没者の遺児を対象として、父の戦没した旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図るものである。この事業は、民間団体に対して委託費と補助金を交付して実施することとしている。

②平成22年度においては、旧戦域の中心となる14地域、900名で実施することとしている。

イ 洋上慰霊の実施について

平成22年度は、戦後65周年及び本事業開始から20周年であることから、その記念事業の一環として、遺族から要望の多い、日本から船舶を借り上げての洋上慰霊を初めて実施するものである。

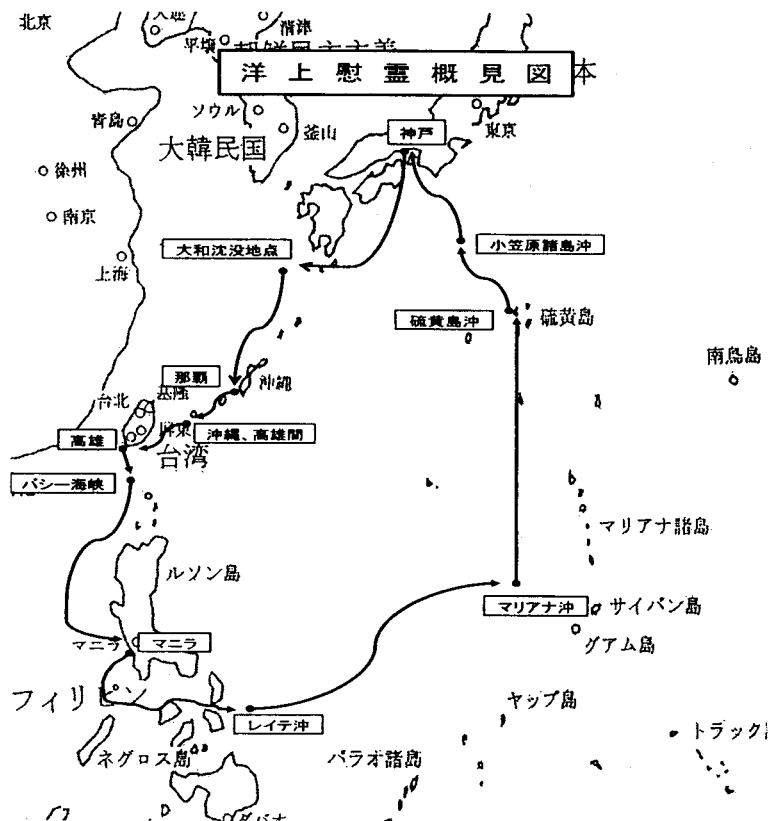
【参考】

○平成22年度予算額(案) 154百万円

○参加予定人員 300名程度

○洋上慰霊実施予定地域

大和沈没地点 → 沖縄高雄間 → バシー海峡 → フィリピン上陸 → レイテ沖
→ マリアナ沖 → 硫黄島沖 → 小笠原近海



第3 戦傷病者特別援護法等の葬祭費等の額の改定について

(1) 平成22年度における葬祭費又は葬祭料の額の改定

戦傷病者特別援護法第19条に基づく葬祭費又は未帰還者留守家族等援護法第16条に基づく葬祭料(注1)の額は、生活保護の葬祭扶助の1級地における大人の基準額と同額としており、平成22年度において当該基準額が改定されることに伴い、額の改定を行う予定。

平成21年度 19万9千円 → 平成22年度 20万1千円

(注1) 療養の給付を受けている者が当該給付を受給中に死亡した場合又は未帰還者の死亡の事実が判明した場合、その死亡した者の遺族に対して、葬祭費又は葬祭料を支給。その額については戦傷病者特別援護法施行令及び未帰還者留守家族等援護法施行令で規定。

(注2) 療養手当の額については、生活保護の生活扶助基準改定率に乗じて額を改定してきているところ、平成22年度において当該改定率は0.0%となったため、改定しない。

(2) 葬祭費又は葬祭料の額の改定経緯

(単位：円)

年度	戦傷病者特別援護法施行令		未帰還者留守家族等援護法施行令
	葬祭費	療養手当	葬祭料
13	改正なし	改正なし	改正なし
14	189,000	改正なし	189,000
15	改正なし	29,500	改正なし
16	193,000	29,400	193,000
17	改正なし	改正なし	改正なし
18	199,000	改正なし	199,000
19	改正なし	改正なし	改正なし
20	改正なし	改正なし	改正なし
21	改正なし	改正なし	改正なし
22	201,000	改正なし	201,000

第4 昭和館・しょうけい館の入館促進について

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設である。常設展示室における実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催し、また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設である。昭和館と同様に常設展示室における展示や、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページへ掲載するとともに、ユーチューブの厚生労働省チャンネルへの掲載を行い、両館の来館者の促進に努めているところである。今後ともあらゆる機会を捉えて全国に広報を行う予定であるが、都道府県及び市区町村におかれても、教育部門との連携等についてご配慮いただきたい。

第5 中国残留邦人等に対する支援について

中国残留邦人等に対しては、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」（以下、「支援法」という。）の一部改正により、平成20年度から満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域における生活支援等を柱とする新たな支援策を開始したものであり、平成22年度においても、その着実な実施が求められている。

特に、地域における中国残留邦人等に対する支援については、地域福祉の視点に立って、自立支援の観点から積極的に取り組むこととし、①地域における日本語習得支援、地域で生き生きと暮らすための仕組み作り、②病院への入院や通院、介護施設等の利用の際の通訳派遣等の推進等、ますますその重要性が高まっているところである。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、中国残留邦人等の様々なニーズを十分に踏まえながら、社会福祉政策担当部局等の関係機関との連携を図り、中国残留邦人等が安心して生き生きと暮らしていけるよう、積極的に、より一層の暖かい支援策を講じるようお願いしたい。

また、各種支援策については、中国残留邦人等及びその関係者、各関係部署等への周知についても、よろしくご配慮願いたい。

I 支援給付

中国残留邦人等に対する支援給付制度は、各都道府県・指定都市・中核市並びに各実施機関のご理解、ご協力のもと施行され、平成21年11月末現在で被支援世帯数は4,716世帯（福祉行政報告例）となっている。

支援給付制度は、支援法第14条第4項において、この法律に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされているが、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしている。このことから、支援給付施行事務の運用にあたっては、法令に定めるところはもとより、支援給付の実施要領及び実施要領の取扱い等に従って、中国残留邦人等の置かれてい

る事情を把握・理解し、懇切丁寧な対応、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を行い、機械的な運用に陥ることのないよう、引き続き適正な運用に努めるようよろしくお願いしたい。

1. 支援給付の実施要領等の改正について

支援給付制度では、平成22年度に予定されている生活保護制度と同様の改正を行うこととしているので留意願いたい。

＜生活保護制度の主な改正事項等＞

- ・子ども手当の施行に伴う対応
- ・母子加算の継続支給
- ・生活扶助一般基準の据え置き
- ・生活扶助、住宅扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施

なお、生活保護制度の改正事項等の詳細については、当局保護課及び保護課自立推進・指導監査室の資料を参照願いたい。

2. 医療レセプトの電子化への対応について

支援給付担当部署における医療支援給付レセプトの電子化への対応については、レセプトをオンライン受領するための体制の整備について生活保護担当部署と連携を図り、レセプトのオンライン化への移行が円滑に進むようご配意願いたい。

また、電子レセプトを受領するための専用パソコン等については、生活保護担当部署と共有できるよう調整を図られたい。

なお、当局保護課において開発している医療扶助レセプトの画像化等を行う「生活保護等版レセプト管理システム」ソフトウェアについては、支援給付においても対応可能であり、平成22年度当初に生活保護を担当している各福祉事務所等に配布することとしている。各実施機関におけるレセプトオンライン受領の実施時期は、平成22年7月提供（5月診療）分から可能となるとのことなので、御了知願いたい。

おって、医療レセプトの電子化への対応の詳細については、当局保護課作成の資料を参照願いたい。

Ⅱ 支援給付施行事務の監査

支援法第14条第4項の規定により、その規定の例によるものとされた生活保護法第23条の規定により、平成21年度より支援給付施行事務の監査を都道府県・指定都市のご協力を得て実施したところであり、平成22年度以降も引き続きご協力をお願いしたい。

支援給付施行事務の監査は、支援給付実施機関における支援給付施行事務について、その適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講じることで適正な運用を確保するために極めて重要な役割を担うものである。

特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言、指導を行うようよろしくお願いしたい。

1 厚生労働省が実施する監査

(1) 平成21年度の監査結果

平成21年度は、12都府県市において実地監査を実施し、それ以外の道府県市については書面監査を実施している。その中で問題の多かった事項など全般的な状況を取りまとめた上で、平成22年度早々にお示ししたいと考えているので、来年度以降の都道府県・指定都市で行う監査等の参考としていただきたい。

<平成21年度の実地監査実施地（12都府県市）>

香川県、神戸市、北九州市、札幌市、秋田県、山梨県、東京都、鹿児島県、大阪府、茨城県、浜松市、島根県

(2) 平成22年度における監査計画等

また、平成22年度の実地監査については、19都道府県市を予定している。各都道府県・指定都市から提出いただく事前協議資料に基づき、平成21年度に実地監査を実施した都府県市を除いた中から、実施機関数・被支援世帯数の多寡及び各地域間でのバランス等を勘案のうえ選定することとしている。

(3) 支援給付施行事務監査資料の見直し

支援給付施行事務監査資料については、今年度の監査実施状況等を踏まえて、資料提出にあたり照会が多かった事項等について、記載方法を見直すなどの様式変更を検討しているところであり、様式が確定次第通知するので、変更後の様式で期限までに提出するようお願いしたい。

(4) 監査関係提出資料等

- ・事前協議資料：平成22年4月9日提出（予定）
- ・都道府県・指定都市が実施した監査結果報告：平成22年5月末提出
- ・支援給付施行事務監査資料：実地監査対象地は監査日2週間前提出
書面監査対象地は決定次第連絡する

※提出期限については遵守願いたい。

2 支援給付適正実施推進事業

支援給付適正実施推進事業（セーフティネット支援対策等事業）については、平成21年度から生活保護適正実施推進事業と分離して実施しているので、平成22年度についても、支援給付にかかる経費については、支援給付適正実施推進事業として協議願いたい。

Ⅲ 支援・相談員について

支援・相談員は、日本語が不自由などの中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、支援給付を行う職員の補助業務、支援給付受給家庭への訪問、「中国帰国者等への地域生活支援プログラム」の支援事業に関する助言、日常生活上の相談を行うなど、中国残留邦人等の支援に大変重要な役割を担うものである。

支援・相談員の配置については、国の委託事業であり、不足をきたすことのないようその確保に努め、特に、支援・相談員が未配置の各都道府県・市区町村においては、早急に配置するようよろしくお願いしたい。

また、中国残留邦人等の支援策への理解を深めるための研修会を開催する等、支援・相談員の資質向上に努めるとともに、各都道府県・市区町村においては、支援・相談員を通じて把握した中国残留邦人等のニーズや要望等に基づき、中国残留邦人等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことが出来るよう必要な支援の実施を引き続きよろしくお願いしたい。

なお、支援・相談員は、平成21年度から自立指導員、自立支援通訳の業務ができる取り扱いとしているので、対象者のニーズ、地域の実情に応じたきめ細やかな運用が図られるよう対応をお願いしたい。

IV 中国残留邦人等地域生活支援事業について

中国残留邦人等地域生活支援事業（セーフティネット支援対策等事業）は、各都道府県、市区町村のご理解、ご協力により、地域における日本語教室の開催や地域住民との各種交流会等を実施していただき、中国残留邦人等からも好評であると聞いている。

他方、一部の地域では、地域生活支援事業の未実施、又は事業は実施しているものの、周知が不十分なため、中国残留邦人等が結果として日本語教室や交流事業等に参加できていない事例などが報告されているところである。

各都道府県、市区町村におかれては、引き続き当該事業を積極的に実施していただくとともに、中国残留邦人等への周知等についても工夫するなどして、中国残留邦人等が参加しやすい環境作りをよろしくお願いしたい。

また、国が運営委託している「中国帰国者支援・交流センター」（全国7カ所に設置）では、地域で暮らす中国残留邦人等の日本語学習支援や相談事業、地域住民との交流事業等を実施しているほか、各都道府県・市区町村が実施する地域生活支援事業を促進する観点から、地域支援コーディネーターを配置し、各都道府県・市区町村が行う事業に対する協力等を行っているので、日本語教室や交流事業の実施に際し、積極的に活用願いたい。

なお、地域生活支援事業の参考資料として、当室から支援事業の実施例などを平成20年7月時点に取りまとめた「地域生活支援事業の実施状況について」（平成20年10月28日会議資料）を配布しているところであるが、現在、平成21年7月時点に取りまとめた事例集を作成しており、完成し次第お示しするので、地域支援事業を推進するために活用願いたい。

第6 遺骨収集等慰霊事業について

(1) 遺骨収集

ア 南方地域等における戦没者の遺骨収集

平成22年度においては、寄せられた遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら、9地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、パラオ、インド、モンゴル、アッツ島、沖縄・硫黄島）において実施するほか、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を行うこととしている。

◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

戦後60数年を経過し、遺骨情報も減少し、遺骨収集が困難な状況になりつつあるため、平成18年度から未送還遺骨の情報収集事業を実施してきている。平成22年度においては、これまでの実施地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島）にインドネシアを加え、4地域で実施するなど事業の充実を図ることとしている。

◎ フィリピンにおける状況

フィリピンにおける遺骨収集については、一部、新聞報道に取り上げられるなど、遺骨収集事業の実施環境の変化が生じているところであるが、今後の円滑な実施に向けて、フィリピン外務省をはじめ各種関係機関と協議中。

イ ソ連抑留中死亡者の遺骨収集

平成3年度から実施。平成21年12月末までに17,074柱の遺骨を収集したところである。

平成22年度においては、ハバロフスク地方、沿海地方において実施することとしている。

ウ 都道府県に遺族、団体、協力者等から埋葬地など遺骨に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に、随時、御連絡願いたい。

(2) 慰霊巡拝

ア 南方地域等

旧主要戦域となった地域における遺族を対象として実施しているところであり、平成22年度においては、8地域（フィリピン、東部ニューギニア、ギルバート諸島、マリアナ諸島、インドネシア、ミャンマー、中国、硫黄島）について実施することとしている。

イ 旧ソ連地域

これまで、埋葬場所が特定されている地域を中心に実施してきたが、平成15年度からは埋葬場所の特定の有無にかかわらず各地方・州毎に広く遺族の参加を募っており、平成22年度においては、ロシア連邦4地域（ハバロフスク地方、イルクーツク州、ザバイカル地方、アムール州）について実施することとしている。

ウ 参加遺族の募集

同事業の実施にあたり、都道府県においては、参加遺族の推薦方よろしくお願いしたい。

なお、参加遺族の募集にあたっては、既に、各都道府県援護主管課宛の事務連絡により、実施予定地域毎の実施時期、派遣予定人員をお知らせしたところである。ついては、都道府県及び市区町村の広報誌等への掲載等、広く周知を図っていただくようご協力願いたい。

(3) 慰霊碑の建立

ア 戦没者慰霊碑の管理

硫黄島及び海外旧主要戦域14か所に建立している戦没者慰霊碑については、現地の関係機関等と委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。

なお、経年により劣化が見受けられる慰霊碑については、順次、補修を行っており、平成22年度においては、ロシア連邦ハバロフスク地方の「日本人死亡者慰霊碑」等3ヶ所の補修を行うこととしている。

イ ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑

平成12年度以降、旧ソ連地域において、順次計画的に小規模な慰霊碑を
建立することとしており、平成22年度においては、2か所に建立する予定
である。

第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

(1) DNA鑑定

平成11年度から同20年度までに旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族約8,200人に対して、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を案内し、約1,500人から申請があり、平成22年1月末までに身元が判明した遺骨742柱を順次遺族に返還している。

なお、平成21年度に収集した遺骨に係る関係遺族への「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」は平成22年度内に送付する予定である。

【参考】

平成15年3月にとりまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、平成15年度から、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して国費によりDNA鑑定を実施している。

[一定の条件]

- ① 遺骨の身元を推定できる資料（例えば遺留品、埋葬地資料、確度の高い証言等）から、戦没者及び関係遺族を相当程度推定できること
- ② 遺族が遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること
- ③ 遺骨からDNA鑑定に有効なDNAを抽出することが可能であること

(2) 遺骨及び遺留品の伝達

遺骨及び遺留品については、平成3年度以降のソ連抑留中死亡者の遺骨収集及びDNA鑑定の進展に伴い、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

都道府県職員が厚生労働省において遺骨等を受領できるように地方自治法附則第10条の規定に基づき各都道府県に対して旧軍関係調査事務等委託費で予

算措置を行っているが、伝達数が複数あること及び日程調整が可能な場合、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、随時ご相談願いたい。

なお、都道府県庁において記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

(参考)

1 平成3年度以降の遺骨伝達件数（平成22年1月末現在）

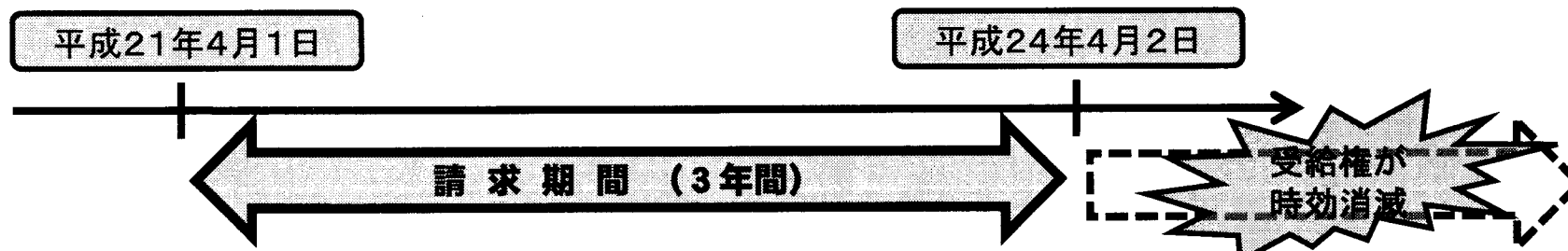
・旧ソ連	747柱
・モンゴル	367柱
・その他の地域	23柱
合 計	1,137柱

2 過去5年間の遺留品特定等件数（平成22年1月末現在）

・受付数	2,118柱
・特定数	393柱

第8 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に係る時効失権防止について

1 平成21年4月1日から受付を開始した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について 請求期限は3年間(平成24年4月2日まで)



○平成21年7月に厚労省から恩給等の失権者の遺族に個別案内を実施。

平成21年12月に個別案内送付結果リストを厚労省から各都道府県に送付済み。

○厚生労働省において、ポスター・リーフレットの作成、政府公報を実施。

(依頼事項)

○各都道府県において、恩給公務扶助料等失権者リストと特別弔慰金既請求者リスト(援護(国債)システム)を突合し、未請求者への個別請求案内等を行って頂きたい。



○「個別案内送付結果リスト」(平成21年12月10日援護課長通知)の居所不明者等に関し、新たに氏名・住所等を把握した場合は、援護課にお知らせ頂きたい。

○各都道府県においても、自治体の広報紙等を活用した広報活動を行って頂きたい。

2 平成22年度内に請求期限が到来する特別給付金

(1) 戦没者等の妻に対する特別給付金

第二十二回「に」号は平成22年7月13日、第十七回「わ」号は平成22年9月30日が請求期限である。

(2) 戦没者の父母等に対する特別給付金

第二十一回「ほ」号、第十九回「り」号、第十六回「か」号(いずれも平成22年9月30日請求期限)

第9 援護年金の遺族年金等に係る額の改定について

1. 援護年金額は、公的年金の引上率による自動改定

平成19年度より、援護年金額は、恩給と同様に、公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組み。

仮に公的年金の引上率が「1」以下であれば、援護年金額は据え置き。

※ 平成21年の消費者物価指数は、対前年比でマイナス1.4%。

2. ただし、平成22年10月から、平病死の一部と併発死に係る遺族年金等の額は、引き上げ

恩給の遺族加算額の引き上げに準じ、平成22年10月から遺族年金・遺族給与金の額を16,150円引き上げる予定。

	現行	H22.10～(案)
①平病死(公務軽症) 平病死(勤務関連重症)	541,450円	557,600円 (政令で規定)
②平病死(勤務関連軽症) 併発死(公務傷病)	440,250円	456,400円 (政令で規定)
③併発死(勤務関連傷病)	318,850円	335,000円 (政令で規定)

第10 援護年金に係る受給権調査等について

1 受給権調査の実施について

受給権調査は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により実施しているが、確認ができない住基ネット不参加自治体居住者及び外国居住者について、次により実施することとする。

（1）調査の目的

平成22年4月1日における援護年金受給者等の現況を確認し、援護年金の支給を適正に行うことを目的とする。

（2）調査の方法

ア 住基ネット不参加自治体居住者については、当該自治体あてに受給者リストを送付し、住民票記載事項証明を依頼する。

イ 外国居住者については、在留証明書（または居住証明書）の提出を求める文書を厚生労働省から受給者あてに直接郵送する（3月下旬発送予定）。

受給者は、4月30日までに在留証明書等を厚生労働省に提出する。

（3）その他

受給権調査の実施要領については、3月下旬に都道府県あて通知する。

2 「援護年金受給者のしおり」の送付時期について

「援護年金受給者のしおり」については、3月下旬に都道府県あて一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方よろしくお願いする。

なお、受給者に対しては、平成22年度の「支給通知書」を同封の上、5月下旬に送付する予定である。

第11 旧陸海軍関係恩給進達事務等について

1 恩給請求進達事務

旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、現在もなお年間約600件の請求があり、進達を行っている。

各都道府県におかれては、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮され、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

2 各種恩給未請求者の請求促進

旧軍人等の中には、恩給受給権を有しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられる。関係者の高齢化が進んでいることから、都道府県におかれては、今後とも一層懇切丁寧な対応に努められるとともに、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

3 援護関係映像資料の保管状況調査の実施

当課援護情報管理室では、戦後70周年に向けて、援護行政に有益な「映像資料等」について、援護関係人事資料等とともに保管・継承するための検討を行うこととしている。

このため、平成20年度より、各都道府県及び各都道府県内の図書館・資料館等における映像資料の保管状況等の実態調査を行っているが、この調査結果を踏まえて、平成22年度においても引き続き調査を実施したいと考えており、各都道府県の御協力をお願いしたい。

第12 旧令共済組合員期間の履歴証明等について

1 履歴証明事務

旧陸軍軍属の厚生年金保険法に係る履歴証明事務については一部を除き、都道府県の証明とされている。

本年1月より社会保険庁から日本年金機構に組織が移行したものの、日本年金機構からの履歴証明依頼は、今後もかなりの件数が見込まれる。

都道府県が行う証明については、当室保管資料を添付のうえ、出来る限り早期に証明依頼を行うこととするので、当該都道府県におかれては、証明の有無にかかわらず、依頼を受けてから遅くとも2ヶ月を目途に当室に回答されるようお願いしたい。

また、例年行われている援護法等施行事務研修会を来年度も実施することとしているが、来年度の研修会においては、履歴証明が困難なケースの履歴作成について、具体的な事例を用いて詳しく説明することとしている。

なお、軍属の厚生年金保険法に係る履歴証明発行依頼について、都道府県に照会があった場合には、最寄りの年金事務所あて申請するよう指導願いたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する場合、「陸軍軍歴証明事務関係通知集」(昭和53年3月改刷)71～73頁を参照のうえ依頼されたい。

なお、「旧海軍」軍人軍属の期間を有する者については、当室保管の海軍資料の中に「旧陸軍」軍人軍属在籍の記録が含まれている場合もあるので、適切に処理されるよう念のため申し添える。

(2) 海軍関係

海軍関係の軍歴証明事務については、当室で担当している。

旧海軍軍人軍属本人又は遺族から証明発行依頼があった場合には、当室あて直接照会されるよう指導されたい。

第13 旧ソ連抑留者等の資料調査について

1 抑留中「死亡者」の資料

(1) 平成3年以降、旧ソ連政府等から抑留中死亡者資料の提供を受けており、そのうち公表した死亡者名簿の翻訳版については、その都度、各都道府県に配布し、一般の閲覧に供するようお願いしてきたが、当局においても、一層容易に閲覧でき広く情報を得られるよう、平成19年3月29日に厚生労働省のホームページに掲載した。

なお、提供された資料については、従来から、当局資料との照合調査を行ってきており、その結果、死亡者が特定できた場合は、本籍都道府県の協力を得て、遺族調査を行ったうえで遺族に記載内容をお知らせすることとしているので、引き続き協力方よろしく願います。

(2) しかしながら、抑留中死亡者約5万3千人のうち、未だロシア側より資料が提供されていない約1万2千人と情報不足の約9千人については特定されておらず、この約2万1千人の名簿をロシア政府に提供し、更なる調査・資料提供を要請しているところである。

(3) 今般、ロシア国立軍事古文書館より約70万枚の旧ソ連抑留者登録カード（同カードの一部に抑留中死亡者の未提供情報が含まれていることが判明）の写しを入手することとしたところであり、現在、平成21年12月より順次入手したカードを、翻訳、データベース化し、ロシア側に情報提供を求めている約2万1千人の日本側資料との照合調査を行っているところである。

照合調査の結果、死亡者が特定できた場合は、これまでと同様に、本籍都道府県を通じて遺族調査を行い、遺族に記載内容をお知らせすることとしているので、引き続き協力方よろしく願います。

2 抑留「帰還者」の資料

ロシア政府から提供された旧ソ連抑留者の個人資料（約47万人分）及びモンゴル政府から提供されたモンゴル抑留者の個人資料（約1万人分）について、抑留者本人又はその遺族に当該資料を提供している。

については、資料を希望する抑留者本人又は遺族から質問等が寄せられた場合には、厚生労働省へ直接照会するよう案内していただきたい。

【参考】「旧ソ連抑留中死亡者名簿の調査進捗状況」（平成22年1月）

・日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約	53,000人
うち 特定された死亡者	約	32,000人
資料が未提供等の者	約	21,000人
・ロシア政府等から提供された死亡者名簿の登載数	約	41,000人